

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程

北海道警察本部告示第271号

令和3年5月28日

改正 令和3年12月21日第531号、令和4年3月18日第148号、令和4年12月27日第563号、令和5年12月26日第707号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程を次のように定める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第2条 規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等（規則第2条第1項第1号に規定する公安委員会等をいう。次条において同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（電磁的記録を作成した年月日時の記録）

第3条 公安委員会等は、規則第4条第3項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

（申請等を行った者を確認するための措置）

第4条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この条において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、

申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この条において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

第5条 規則第5条ただし書に規定する措置は、規則別表第1の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

（書面等を提出する場合の措置）

第6条 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月4日から施行する。

別表（第4条関係）

警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条（警備業務を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項
道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）	第7条第3項及び第13条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項